環境厚生常任委員会

日　時　　平成２７年6月２２日（月）　　午後１時００分～

場　所　　第３委員会室

１　開　議

２　事務局日程説明

３　請願審査

（１）受理番号３　年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書の提出に関する請願

４　討　論～採　決

５　その他

プラスチック製容器包装の収集から中間処理までの流れ

平成27年6月24日 環境厚生常任委員会　資料１

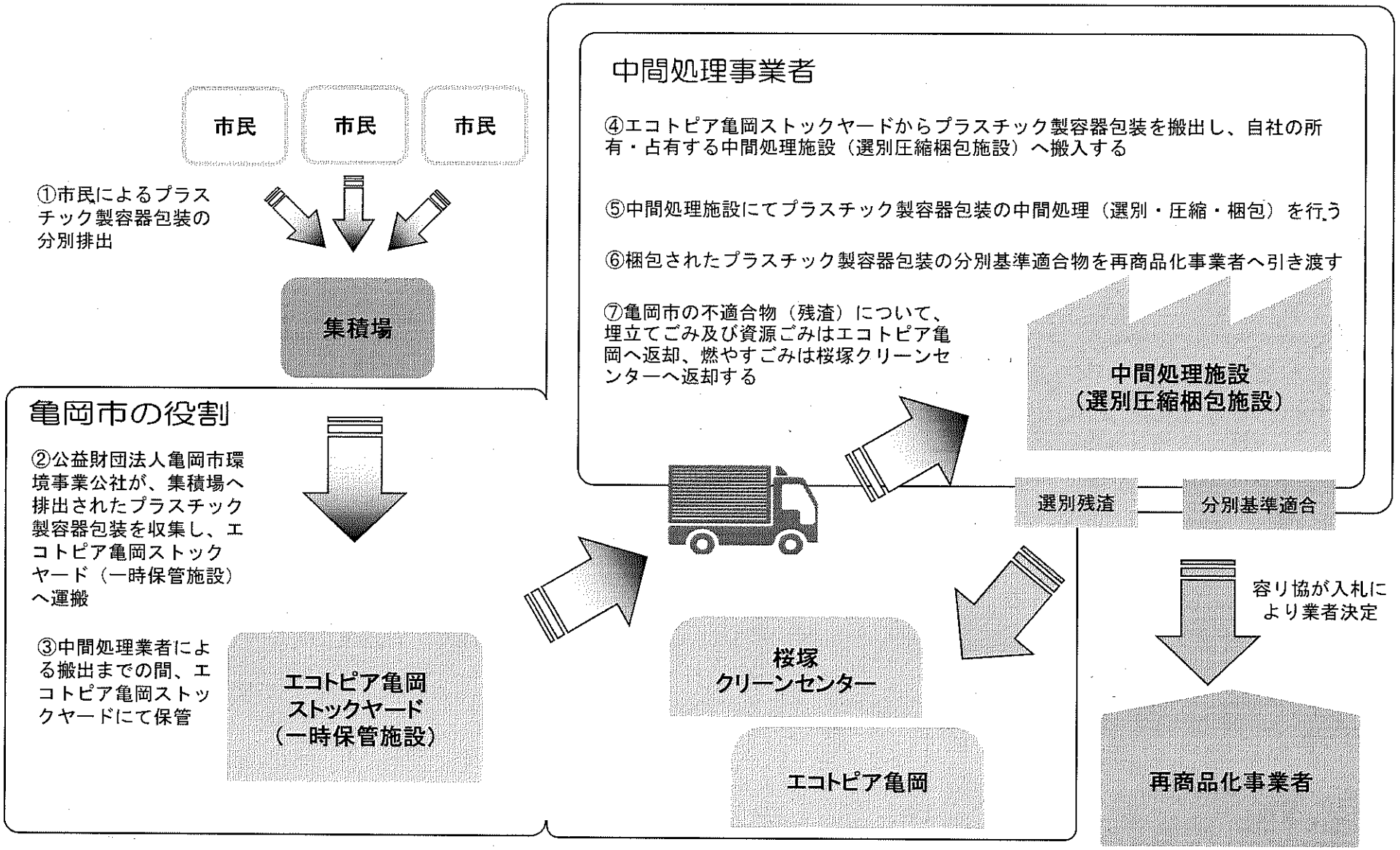

プラスチック製容器包装に係る容器包装リサイクル協会への引き渡し手続き

平成27年6月24日 環境厚生常任委員会　資料２

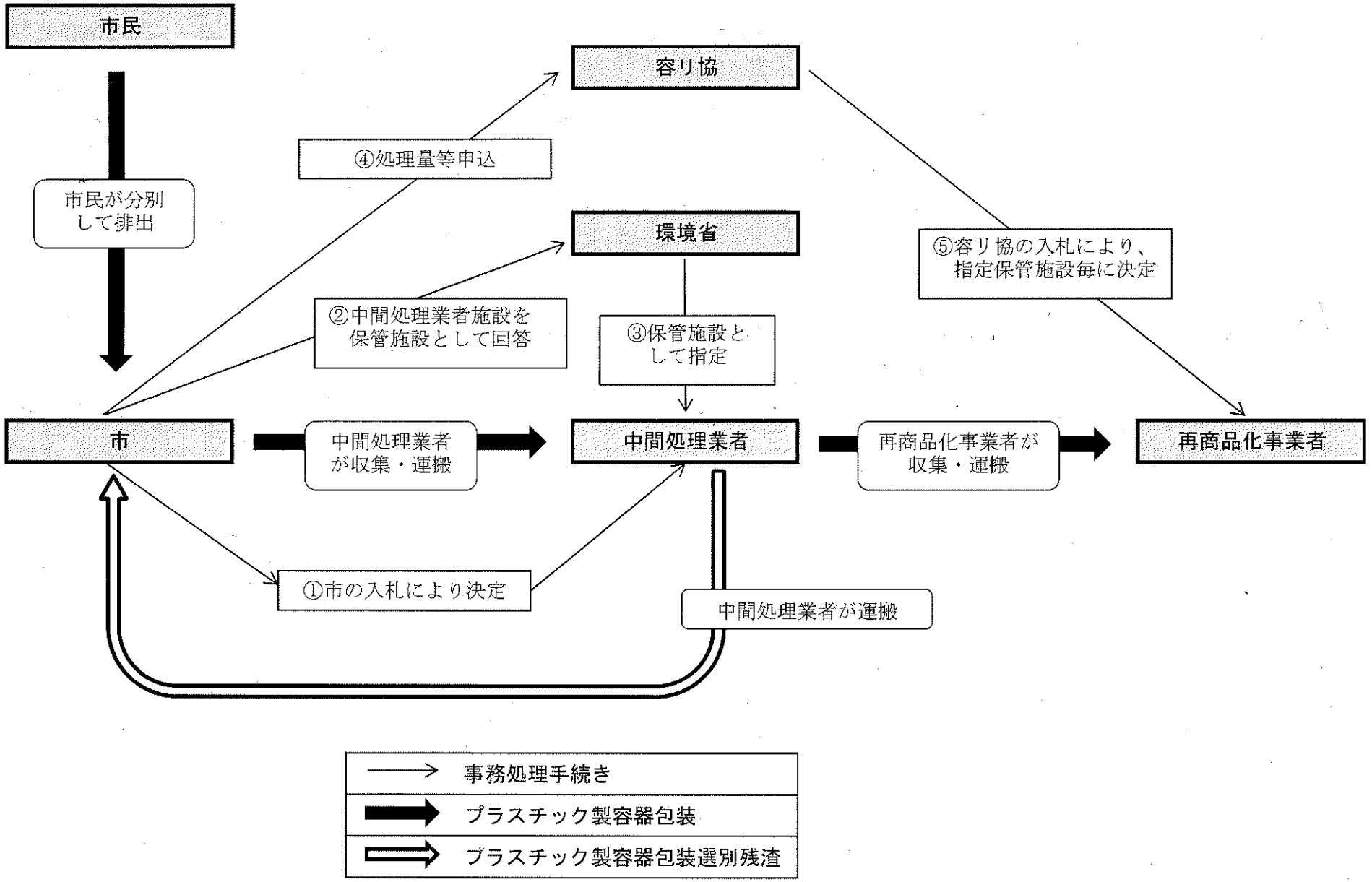

平成２７年６月２４日
環境厚生常任委員会

－提出資料－

１．　こども医療費助成制度改正について　　・・・（子育て支援課）

２．　亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
　　定める条例について　　・・・（子育て支援課）

健康福祉部

こども医療費助成制度改正について

こども医療費助成制度は、健やかに子どもを産み育てる環境づくりの一環として、お子さんが元気で丈夫に育つことを願って保護者の方が支払う医療費（医療保険の自己負担額）を亀岡市が助成するものです。

こども医療費助成制度とは

亀岡市民で、医療保険に加入しているお子さんが対象（詳しい対象者は、裏面の「一部負担金について（現行）」の欄を参照ください）となり、入院・通院にかかる医療費（医療保険の自己負担額）を亀岡市が助成します。

◎ 保護者等の所得制限はありません。
◎ 生活保護、ひとり親家庭医療、重度障害者医療などの他の制度で医療の支給を受けることができるお子さんは、対象になりません。

現物給付と償還払いについて

1．現物給付

「こども医療費受給者証」（カード）を病院窓口で提示し、窓口での負担を一部負担金額（現行では、亀岡市は２００円）に抑える方法。

☞医療費助成をその場で行うことができる助成方法。

※ただし、京都府内の医療機関でのみ使用可能。

2．償還払い

医療費の領収書を市役所窓口へ持参し、後日口座振り込みにより助成する方法。

☞申請をしてから振り込みまでに最短でも約２か月かかるため、一時的に医療費を保護者が立て替える期間が生じる。

※申請は領収書が発行（診療日）されてから５年以内であればいつでも申請することができる。
また複数月分の領収書をまとめて持参し申請することも可能。

制度改正の内容について

●現行内容

・入院

０歳から中学卒業まで１ヶ月１医療機関２００円を超えた額を助成（現物給付）

・通院

０歳から小学校就学前まで１ヶ月１医療機関２００円を超えた額を助成（現物給付）

小学校入学から中学校卒業まで１ヶ月の自己負担額が３，０００円を超えた額を助成（償還払い）

※市役所窓口での申請に基づき助成

●改正内容

小・中学生の通院に係る医療費の助成方法を変更（償還払い→現物給付）

ただし、複数の医療機関を受診する場合は、従来どおり償還払いにより助成を行う。

☞詳細については、下記「一部負担金について（現行）」部分参照

●改正に伴う対応

・小・中学生に対して、入院外（通院）に係る「こども医療費受給者証」を配付。

・システム改修

☞亀岡市こども医療費助成条例の一部改正必要

一部負担金について（現行）

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">0歳～2歳</th><th>3歳～小学校就学前</th><th>小学校卒業まで</th><th>中学校卒業まで</th></tr>
<tr><td>入院</td><td colspan="5">1ヶ月1医療機関200円（中学生はH24年7月診療分より）</td></tr>
<tr><td>証書の色</td><td colspan="3">白色</td><td colspan="2">さくら色</td></tr>
<tr><td>通院</td><td colspan="2">1ヶ月1医療機関200円</td><td>1ヶ月の保険対象医療費の自己負担額が3,000円を超えた場合、超えた額を口座振り込みにより助成します。（H23年7月診療分より）窓口での申請が必要です。</td><td colspan="2">1ヶ月の保険対象医療費の自己負担額が3,000円を超えた場合、超えた額を口座振り込みにより助成します。（H25年7月診療分より）窓口での申請が必要です。</td></tr>
<tr><td>証書の色</td><td>白色</td><td>さくら色</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

＜改正内容＞

小・中学生の通院に係る医療費の助成方法を償還払いとして実施しているが、平成２７年９月から現物給付（１ヶ月１医療機関3,000円を超えた額を助成する。）として医療費助成を実施する。ただし、複数の医療機関を受診する場合は、従来どおり償還払いにより助成を行う。

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

条例について

本年４月からスタートした子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、児童福祉法が改正され、家庭的保育事業等が新たに市町村の認可事業となった。

本条例は、その事業所の認可基準を、改正児童福祉法に基づく「厚生労働省令で定める基準」を踏まえ定めたもの。

（平成26年10月４日公布、平成27年４月１日施行）

家庭的保育事業等について

「子ども・子育て支援新制度ハンドブック　施設・事業者向け」
（内閣府・文部科学省・厚生労働省）抜粋　（裏面）

改正の内容

（１）対象事業所と改正条項

・小規模保育事業Ａ型　⇒　条例第30条第３項
・小規模保育事業Ｂ型　⇒　条例第32条第３項
・保育所型事業所内保育事業（利用定員20人以上）
　⇒　条例第45条第３項
・小規模型事業所内保育事業（利用定員19人以下）
　⇒　条例第48条第３項

（２）改正事項

◎保育士の算定にあたり、事業所内に勤務する保健師又は看護師を１人に限り保育士とみなすことができる。

＜改正案＞

事業所内に勤務する保健師、看護師又は准看護師を１人に限り保育士とみなすことができる。

改正の理由

平成27年３月31日厚生労働省令第63号により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正された。

この改正内容は、従うべき基準※とされている「従事する者及び員数」であることから、国の基準に適合させ条例改正を行うもの。

（※　児童福祉法第34条の16第２項第１号）

地域型保育事業の認可基準

地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。
なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3類型の認可基準を設定します。

A型：保育所分園、ミニ保育所に近い類型　**B型**：中間型　**C型**：家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型

※ 特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としていますが、同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図ります。
※ また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型		職員数	職員資格	保育室等	給食
小規模保育事業	A型	保育所の配置基準＋1名	保育士*1	0・1歳児：1人当たり3.3㎡ 2歳児：1人当たり1.98㎡	●自園調理（連携施設等からの搬入可） ●調理設備 ●調理員*3
	B型	保育所の配置基準＋1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。		
	C型	0～2歳児　3：1 （補助者を置く場合、5：2）	家庭的保育者*2	0～2歳児：1人当たり3.3㎡	
家庭的保育事業		0～2歳児　3：1 （家庭的保育補助者を置く場合、5：2）	家庭的保育者*2 （＋家庭的保育補助者）	0～2歳児：1人当たり3.3㎡	
事業所内保育事業		**定員20名以上・・・**保育所の基準と同様 **定員19名以下・・・**小規模保育事業A型、B型の基準と同様			
居宅訪問型保育事業		0～2歳児　1：1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—

・小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めます。
・連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けます。
・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けます。

参考

保育所	0歳児　3：1 1・2歳児 6：1	保育士*1	0・1歳児 乳児室：1人当たり1.65㎡ ほふく室：1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等：1人当たり1.98㎡	●自園調理 ※公立は外部搬入可（特区） ●調理室 ●調理員

＊1　保健師又は看護師の特例を設けています。
＊2　市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とします。
＊3　家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。